法人版特例事業承継税制をご利用予定の皆さまへ②

確実な認定及び納税猶予のために早めの準備をお願いします



本資料は法人版特例事業承継税制をご利用の皆さまへ②です。
①をご確認いただいていない場合は、先に①をご覧ください

◆「後継者が決まっている」だけでは税制は適用されません

特例事業承継税制を利用するためには後継者を決めるだけではなく、**期限までに株式等の贈与・相続を完了**し、必要な手続きを行う必要があります。

そのため早めの準備をお願いします。

◆なぜ早めの準備が必要なのか

理由	内容
① **株式評価に時間がかかる**	自社株式の評価額算定には、専門家への依頼や決算書類などの準備などが必要です。
② **贈与契約・遺言書等の作成**	法的に有効な書類の作成には専門家との連携が必要です。
③ **専門家の繁忙期**	期限直前は専門家への相談が集中し、十分な準備期間を確保できない可能性があります。

実際の手続きには想定以上の時間が必要となります。早めに専門家へご相談ください。

◆推奨スケジュール（各手続きの期限はチラシ①をご確認ください。）

時期	主な準備事項
令和８年度内	専門家への相談、株式評価の依頼
令和９年９月末まで	認定申請書類の準備 ※書類データをメールでお送りいただければ、内容を事前に確認いたします。
令和９年 10 月末まで	贈与・相続の実施
令和９年 11 月末まで	認定申請書の提出

◆認定申請は早めの提出をお願いします。

認定申請書類は、内容確認の結果、修正や追加資料の提出をお願いする場合があります。

そのため、期限直前ではなく、余裕をもってご提出ください。

特に期限間際には申請が集中するため、**書類の確認や補正に必要な時間を十分確保できない**可能性があります。

円滑な手続のため、早めの準備・早めの提出にご協力をお願いします。

お問合せ・申請窓口

ご不明な点は、下記までお気軽にお問い合わせください。

受付時間：平日 8 時 30 分～16 時 00 分

岐阜県 商業・金融課 事業承継税制担当：森・高野

TEL：058-272-8389（直通） E-mail：mori-hiko@pref.gifu.lg.jp

